

議案第 9 号

北本市役所庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例
の廃止について

北本市役所庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 20 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市役所庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

北本市役所庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 59 年条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。